

# 介護予防給付について ちょっとお勉強 居宅介護支援事業所

介護保険が4月から改正され、介護予防を重視したサービスがはじまりました。  
介護保険と並んで、予防給付によるサービスもはじまりましたが、  
皆さんの中には、「介護予防ってなんだろう？どうなっているの？」「今までの介護保険と何が違うの？」  
と戸惑うかたも多いと思います。  
前回の機関誌ゆうあいのなかで、地域支援事業について触れました。  
今回は、同じようにサービスを使っているのに、何か違う・「**介護予防給付**」についてお話しします。

今まで、要支援・要介護1の方が、新たに、「要支援・要支援」と認定をうけたとします。  
対象となった人は、状態の維持・改善の見込まれる人です。目標は、自立支援。  
必ず評価が必要となります。  
プランをたてるのは、ケアマネジャーではなくて、包括支援センターが主になります。  
包括支援センターが、今までのように、ケアマネジャーに依頼することもできます。

主に使われるサービスとして、通所介護、通所リハビリがあります。デイサービス・デイケアと言われるものです。  
ここでこれまでと大きく違う点は、今まで、デイサービスに1回行くと、600円程度の利用料（食材料費抜き）を払っていましたが、これから介護予防給付（要支援・要支援）の人は、何回通っても、月単位の利用料に変わります。

月単位・定額報酬 基本単位（共通サービス）

	介護予防 通所介護費	介護予防 通所リハビリ費
要支援	22,260円/月	24,960円/月
要支援	43,530円/月	48,800円/月

もう一つ、ヘルパーのサービス（訪問介護）があります。

介護予防 訪問介護費 週に1回程度	12,340円/月
介護予防 訪問介護費 週に2回程度	24,680円/月
介護予防 訪問介護費 週に2回程度を超える利用が必要な場合	40,100円/月

このようになります。介護保険と同じように、利用者は1割負担です。

## 「月単位・定額報酬」ってどんなシステム？

要支援者のケアプランは地域包括支援センターで作成されますが、介護予防通所介護、通所リハビリ、介護予防訪問介護の利用にあたっては、サービス提供事業者が、アセスメントやサービスの個別計画の作成などこれまで、ケアマネジャーが引き受けていた業務も含め行うことになりました。

週に何回、何時間、どのようなサービスを行うと効果が上がり、自立した生活につながるのか、また、どのようにすれば楽しく事業を進められるかについても事業者が検討し、利用者と相談の上決めます。

事業者が利用者の一人一人のケアを包括して行うことが、定額報酬の形となって現れています。そのために、一人の利用者が同時に複数の通所サービスを利用することはできません。おなじように、訪問介護事業所もできません。従来は加算対象だった、送迎や入浴は基本単位に含まれています。

利用者は、事業所とよく話し合いながら、各自それぞれに合った身体の機能アップを目指し、サービスを使っていくことになります。まず、自分の目標を立てましょう。

そして自分にとって充実した日々をイメージしていくことから、始めましょう！！

（本告 信子）

